

郡山市上下水道局発注工事等に係る工事等設計書の情報提供に関する要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

[上下水道局総務課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、郡山市情報公開条例（平成 13 年郡山市条例第 44 号。以下「条例」という。）第 31 条の規定に基づき、契約済みの工事、修繕及び測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「工事等」という。）に係る設計書の情報提供について必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、もって市民サービスの利便性の向上に寄与することを目的とする。

(情報提供できる工事等設計書)

第 2 条 情報提供できる工事等設計書は、郡山市上下水道局が契約を締結した工事等のうち、市ウェブサイトにおいて入札結果を公表している工事等の工事等設計書とする。

2 次に掲げる設計書は、情報提供の対象外とする。

- (1) 一部不開示となる工事等設計書
- (2) 工事等の変更設計書
- (3) 随意契約による工事等設計書
- (4) 測量並びに工事の設計及び工事に関する調査以外の業務委託契約の設計書

(情報提供できる工事等設計書内容)

第 3 条 情報提供できる工事等設計書の内容は、工事等設計書の表紙及び積算書（特記仕様書、数量計算書及び図画を除く。）とし、条例第 7 条各号に規定する不開示情報を除くものとする。

2 この要綱により情報提供できない工事等設計書等の開示請求は、条例に定める開示の請求によるものとする。

(情報提供の方法及び費用負担)

第 4 条 工事等設計書の情報提供は、工事等設計書の電磁的記録を P D F ファイル形式により光ディスクに複製し、当該光ディスクを貸与する方法により行う。この場合における光ディスクは、C D - R を使用する。

2 情報提供できる工事等設計書は予定価格が 1 3 0 万円を超える工事、5 0 万円を超える修繕、5 0 万円を超える測量並びに工事の設計及び工事に関する調査に関する設計委託とし、契約締結後、速やかに光ディスクを作成し、市政情報センターに備えるものとする。

3 光ディスクを貸与する方法により行う工事等設計書の情報提供は、無償によりこれを行う。

(情報提供を行う期限)

第 5 条 情報提供を行う期限は、当該工事等の契約を締結した日の属する年度の次の年度の末日までとする。

(貸与及び閲覧)

第 6 条 光ディスクの貸与を受けようとする者は、工事等設計書閲覧申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を市政情報センターに提出するものとする。

- 2 申込書を受理した市政情報センターは、当該光ディスクを直ちに貸与するものとする。
- 3 閲覧場所は、市政情報センター内とし、光ディスクを市政情報センターの外部に持ち出し
てはならない。
- 4 閲覧の申し込み及び閲覧の時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分まで（郡
山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）
とする。

（閲覧機器）

第7条 閲覧に使用するパソコン及びそれに必要な電源は、閲覧する者が準備するものとする。

- 2 閲覧に際し、貸与された光ディスク内の情報は、持参したパソコン及び電子媒体に複写す
ることができるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に契約を締結した工事
等に係る工事等設計書から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、平成28年10月1日以降に契約を締結した工
事等に係る工事等設計書から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に契約を締結した工事
等に係る工事等設計書から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に契約を締結した工事等
に係る工事等設計書から適用する。